

第9回 在宅医療勉強会

在医総管と施医総管に包括される項目

前回いただいた 質問について

Q. 在宅早期移行加算は、退院から1年経過後は算定できないとありますが、退院後10ヶ月経過してら在医総管、施医総管が算定となった場合、2ヶ月間のみ在宅早期移行加算が算定できるという認識でよろしいでしょうか？

A. その通りです。退院から1年経過後は算定できませんので、ご質問のケースですと、2ヶ月間のみの算定となります。

Q. 在宅早期移行加算について、算定対象の月に算定し忘れた場合、翌月から3ヶ月間算定しても良いものでしょうか？

A. 退院後に在宅において療養を始めた患者であって、訪問診療を行うものに対し、在医総管または施医総管の算定を開始した月から3ヶ月が限度となるため、ご質問のケースですと2ヶ月間の算定になります。

Q. 包括的支援加算について、対象患者の条件が複数ありますが、どれか1つ当てはまっていれば良いという解釈でよろしいでしょうか？また、経管栄養を受けている者で胃婁も含まれるとありますが、腸瘻も含まれますか？

A. その通りです。いずれか1つでも該当していれば算定可能です。腸瘻も含まれます。

在総管・施設総管の包括範囲

在宅時医学総合管理料(在総管)と施設入居時医学総合管理料(施設総管)では、一部の医学管理料や在宅療養指導料、処置料などが包括される。

在総管・施設総管 に包括される報酬 項目

医学管理料等

- 特定疾患療養管理料
- 小児特定疾患カウンセリング料
- 小児科療養指導料
- てんかん指導料
- 難病外来指導管理料
- 皮膚科特定疾患指導管理料
- 小児悪性腫瘍患者指導管理料
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- 生活習慣病管理料(Ⅰ)(Ⅱ)

在宅医療

- 衛生材料等提供加算
- 在宅寝たきり患者処置指導管理料

投薬

- 投薬の費用(処方箋料、外来受診時の投薬費用含む)

再診料

- 情報通信機器を用いた場合の再診料

処置

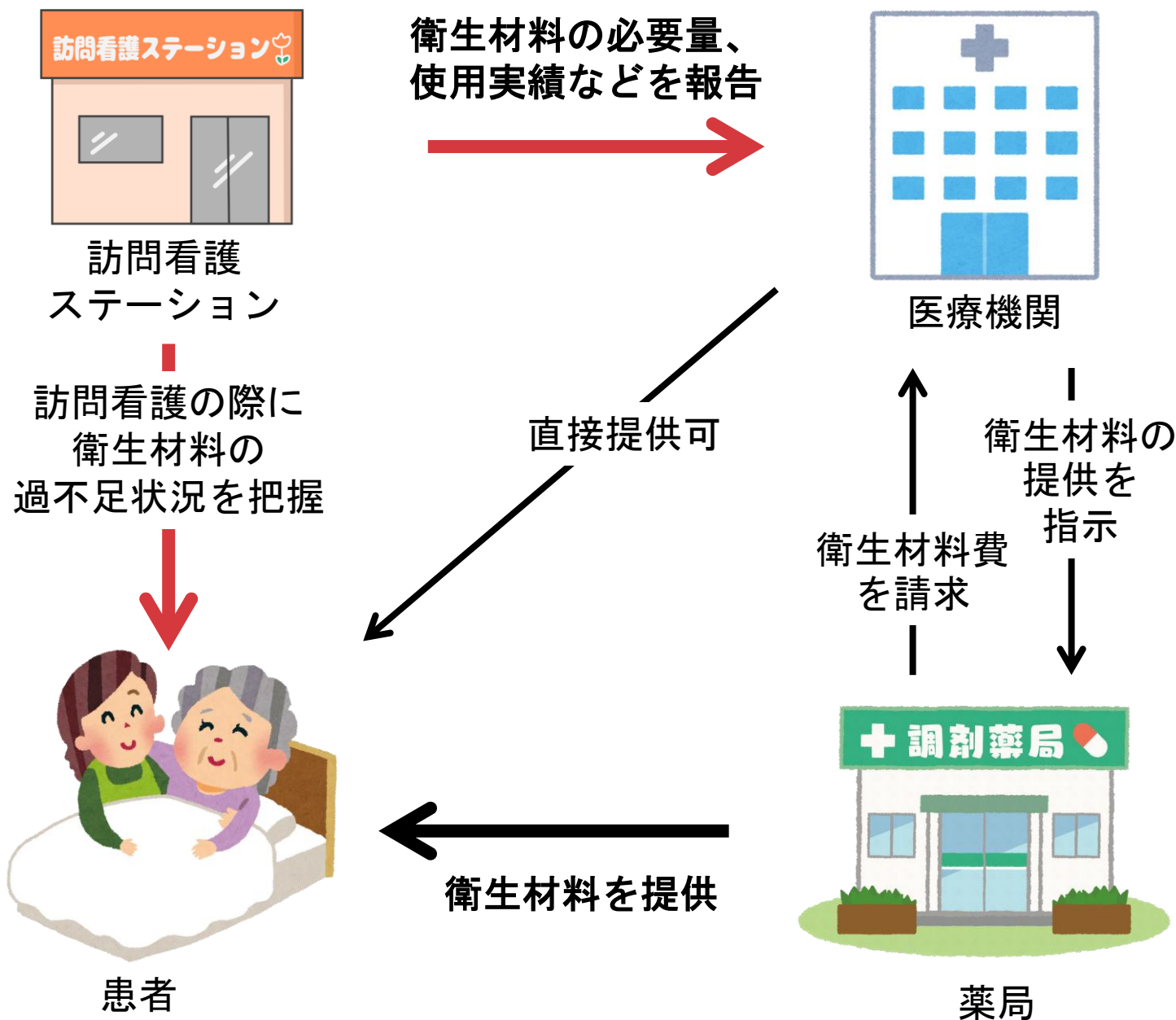
- 創傷処置
- 爪甲除去
- 穿刺排膿後薬液注入
- 喀痰吸引
- 干渉低周波去痰器による喀痰排出
- ストーマ処置
- 皮膚科軟膏処置
- 膀胱洗浄
- 後部尿道洗浄
- 留置カテーテル設置
- 導尿
- 介達牽引
- 矯正固定
- 変形機械矯正術
- 消炎鎮痛等処置
- 腰部又は胸部固定帯固定
- 低出力レーザー照射
- 肛門処置
- 鼻腔栄養

医療材料の費用について

在宅医療では医療処置に必要な物品は、ほとんど在総管・施設総管、または在宅療養指導管理料などの診療報酬に含まれる(特定保険医療材料等として、別に算定できる物品もある)。

在宅医療の治療や処置で必要な物品は、医療機関が費用を負担して患者に提供しなければならない。

ただし、患者や家族が要望した物品について、医師が不必要、過剰と判断するような物品の場合は、患者側に直接購入してもらう方が望ましい。



療養の給付に関係ある材料(療養の給付と直接関係ないサービス等とは言えないもの)は、医療機関(主治医)と訪問看護ステーション、薬局が連携して必要な量の衛生材料を提供できる仕組みが整備されている。ステーションは必要な衛生材料等の量や使用実績について訪問看護計画書や訪問看護報告書により主治医に報告する。主治医は報告を踏まえて必要な衛生材料等の量や種類を判断し、直接患者に提供するか、薬局に依頼して提供してもらう。薬局が患者に提供した衛生材料等の費用は、医療機関と薬局の合議で清算する。

訪問看護を指示した医療機関が必要かつ十分な量の衛生材料や保険医療材料を提供した場合、訪問看護指示料の加算として衛生材料等提供加算を算定できる。ただし、同加算は在総管などに包括され、併算定できない。

療養の給付と 直接関係ない サービス等と はいえないもの (在宅医療 における主な もの)

- ・ 衛生材料(ガーゼ代、絆創膏代等)
- ・ オムツ交換や吸引などの処置時に使用する手袋代
- ・ ウロバッグ代
- ・ 骨折や捻挫の際に使用するサポーターや三角巾
- ・ 医療機関が提供する在宅医療で使用する衛生材料等
- ・ 保険適用となっていない治療方法(先進医療を除く)
- ・ 在宅療養者の電話診療、医療相談
- ・ 食事のとろみ剤やフレーバーの費用



患者から実費を 徴収できるもの は？

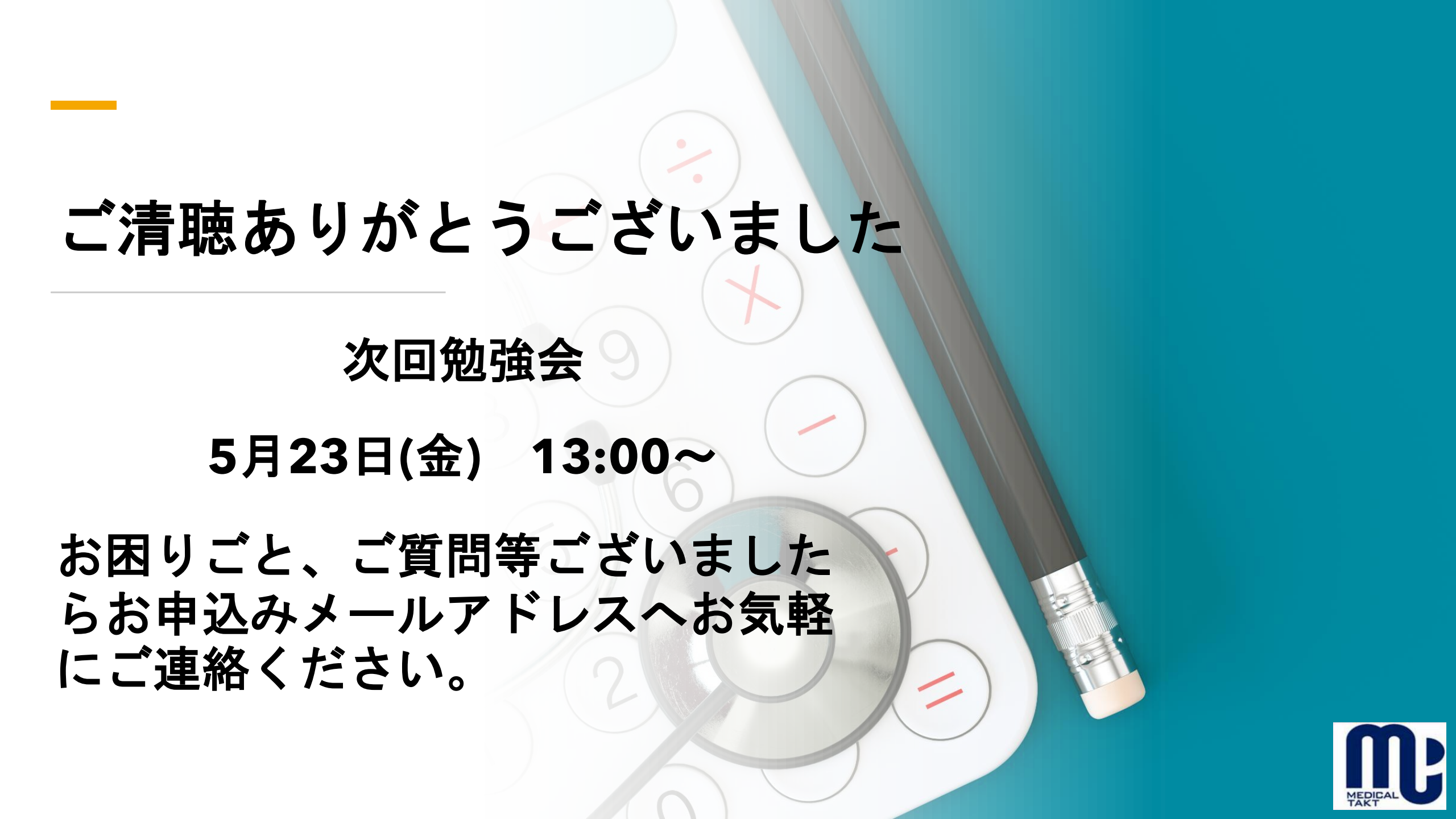
療養の給付に関係のない材料(療養の給付と直接関係ないサービス等)については、患者から実費を徴収できる。

療養の給付と直接関係ない材料やサービスの費用徴収に当たっては、医療機関内の見やすい場所にサービスや材料の内容、料金について掲示しておく。さらに、患者に対してサービスや材料の内容、料金について明示した文書で説明し、署名による同意を得なければならない。徴収額を変更する場合は、改めて同意書を取り直す必要がある。

療養の給付と 直接関係ない サービス等 (在宅医療に おける主なもの)

- おむつ代、尿とりパッド代
- 証明書代
- 在宅医療に係る交通費
- 薬剤の容器代
- インフルエンザなどの予防接種
- 他院から借りたフィルムの返却時の郵送代
- 診療録の開示手数料
- 薬局の患家などへの医薬品の持参料、郵送代
- 衛生材料又は保険医療材料の持参料、郵送代
- 画像・動画情報の提供にかかる費用
- 公的な手続きなどの代行にかかる費用
- 情報通信機器に要する費用





ご清聴ありがとうございました

次回勉強会

5月23日(金) 13:00～

お困りごと、ご質問等ございましたらお申込みメールアドレスへお気軽にご連絡ください。